

群馬県生活こども部インターンシップ（学生実習生受入れ）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、群馬県生活こども部（以下「群馬県」という。）が実施する学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関する必要な事項を定めることにより、学生に就業体験を行わせ、職業認識の向上や県政及び児童福祉行政に関する理解を深めることを目的とする。

（実習対象者）

第2条 インターンシップにより群馬県において実習を行う対象者は、大学、短期大学等（以下「教育機関」という。）に在籍する学生（以下「学生」という。）とし、次に掲げる基準に該当すると認められた者とする。

- （1）県政及び児童福祉行政に関心があり、群馬県インターンシップにおける専門的な実習を積極的に行う意思を有する者
- （2）服務規律を遵守することが確実であると判断された者

（報酬等）

第3条 群馬県は、インターンシップにより群馬県において専門的な実習を行う学生（以下「学生実習生」という。）に対して、報酬・賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

（実習期間）

第4条 インターンシップの実習期間は、原則として群馬県生活こども部生活こども課長（以下「生活こども課長」という。）が指定する。

（実習時間）

第5条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

（服務）

第6条 学生実習生は、教育機関の学生という身分を保有する。

- 2 学生実習生は、実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- 3 学生実習生は、実習期間中、群馬県職員が遵守すべき法令、条例等並びに生活こども課長及び学生実習生の指導監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。
- 4 学生実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- 5 学生実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前に生活こども課長及び実習担当者の承認を得なければならない。
- 6 学生実習生は、病気のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

（誓約）

第7条 学生実習生は、誓約書（別記様式第1号）を、事前に群馬県知事（以下「知事」という。）に対して提出しなければならない。また、学生が在籍する教育機関の代表者は、この誓約の遵守について徹底指導するものとする。

（学生実習生の受入申請及び決定）

第8条 インターンシップにより在籍する学生を実習させようとする教育機関の代表者は、

学生実習生受入申請書（別記様式第２号）を指定された期日までに生活こども課長に提出しなければならない。

- ２ 生活こども課長は、受入れの可否を決定し、学生実習生決定通知書（別記様式第３号）により、教育機関の代表者に通知するものとする。
- ３ 前項の規定により受入れの決定がされた場合には、生活こども課長は前項の通知に受け入れる学生の氏名、実習を行う所属及び実習期間を記入した書面を添付して、教育機関の代表者に送付するものとする。
- ４ 生活こども課長は、受入れの可否を決定するために必要な学生実習生に関する情報を当該学生が在籍する教育機関の代表者に請求することができるものとする。

（実習担当者、実習プログラム及び受入所属の役割）

第９条 学生実習生が実習を行う所属の所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属内において、実習担当者を指名するものとする。

- ２ 実習担当者は、インターンシップ実習の内容等を定めた実習プログラムを定めるものとする。
- ３ 実習担当者は、学生が在籍する教育機関の代表者から実習結果等についての報告を求められたときは、これを作成し、学生が在籍する教育機関の代表者及び生活こども課長に報告書等を提出するものとする。

（実習の中止）

第１０条 生活こども課長は、次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、実習を中止することができる。

- （１）学生実習生が第６条の規定による服務義務に従わない場合その他の実習を継続することが困難であるとき。
 - （２）実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
 - （３）実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- ２ 生活こども課長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を当該学生が在籍する教育機関の代表者に通知するものとする。

（事故責任等）

第１１条 学生が在籍する教育機関の代表者及び学生実習生は、実習中（居住地等と実習場所の間の移動を含む。）の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- ２ 学生が在籍する教育機関の代表者及び学生実習生は、学生実習生が故意又は過失をもって第６条第１項から第４項までの規定に反する行為により、群馬県又は第三者に対し損害を与えた場合には、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。
- ３ 前項の場合において、教育機関の代表者は、教育機関の代表者としての相当の注意をした場合はその責任を免れるものとする。

（協定書の締結）

第１２条 知事及び学生が在籍する教育機関の代表者は、学生実習生の身分の取扱等に関し、この要綱に従い協定書（別記様式第４号）を作成し、各１通保有するものとする。

（その他）

第１３条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、その都度、生活こども課長と教育機関の代表者が協議の上、定めることとする。

附 則

- １ この要綱は、平成３０年５月９日から施行する。
- ２ この要項は、令和４年６月１５日から施行する。